○環境省告示第五十四号

びに V. 動 第三十五 及 物 び \mathcal{O} 愛護 動 五条第七 物 及 \mathcal{O} び管理 愛護 項 及 理 び \mathcal{O} に 規 . 関 管 定に 理に関す する法律等の一 基 づ る法 き、 律 動 部を改正する法律 物 昭 \mathcal{O} 愛 和 護 匹 及 +び 八 管 年 理 法 律第 に関 **令** する法 和 百 五号) 元年法律第三十九号) 律等 第七条第六項 O_ 部 を改正 及 0 び する法律 第七 施 行 に伴 項 並 \mathcal{O}

令和四年五月二十六日

施

行

に伴う環境

省関

係

告

示

の整

備

に

関

する告示

を次のように定める。

環境大臣 山口 壯

動 物 0) 愛護 及 Ű 管 理 に関 でする法語 律等 \mathcal{O} 部を改正する法 「律の施る 行 に伴う環境 省 関 係 告 示 0) 整

備に関する告示

家 庭 動 物 等 \mathcal{O} 餇 養 及び 保管 に 関 する基準 か 一 部改 正

第一 条 家 庭 動 物 等 \mathcal{O} 餇 養 及び保管に 関する基準 平 成十 应 年五月環境省告示第三十七号) *(*) 部を

次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正前間 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」 という。) は、 当該対象規定全体を改正後欄 に掲げ るも

は、 0 のように改め、 これを削 り、 改正前 改 Ē 後 欄に 欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するも .掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて のを掲げて 1 1 ない な 1 も の ŧ \mathcal{O}

は、これを新たに追加する。

(2) 法第 39 条の6第1項に基づき、犬猫等販売業者以外の	同じ。)の登録を受けること。	登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下	は、その譲渡しの日)までに、環境大臣(指定登録機関が	(その日までに当該大又は猫の譲渡しをする場合にあって	、当該マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日	クロチップを装着した者は、法第39条の5第1項に基づき	(1) 法第 39 条の 2 第 2 項に基づき、所有する大又は猫にマイ	$\underline{\underline{10}}$ 犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る飼い主の責務 $\Big $ (新設)	1~9 (略) 1~9 (略)	東著更	改 正 後 改 正
											前

る登録証明書とともに譲り受けたものは、当該犬又は猫を取得した日から30日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに環境大臣の変更登録を受けること。

- (3) 法第39条の5第8項に基づき、登録を受けた者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。)第21条の7第7項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から30日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出ること。
- (4) 法第39条の4に基づき、何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないこと。
- 法第39条の8に基づき、登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したとき、及び施行規則第21条の6の当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出ること。

動 物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一 部 改 正

第二条 動 物 が 自己の所有に係るものであることを明らかに するため $\stackrel{\circ}{\mathcal{O}}$ 措置につい 7 (平成十八年

月環境省告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正前 欄 に 掲げる規定 の傍線を付 した部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げ

る規定の の傍線を付 L た部分のように 改め、 対象 規定は、 当 該 対 象規定全体 を改 Ī 後欄 に 掲 げ る ŧ

Oように改 め、 改正 前 欄に 掲げ る対象規定 で改 正 後欄 にこれに対 応す ,るもの, を掲 げて 1 な V t \mathcal{O} は

これを削 り、 改正 後欄に掲げ る対 象規定で改正 前欄にこれに対応するものを掲げて 7 ない ŧ \mathcal{O} は

これを新たに追加する。

- この男的このこ	トランル型をよみ	びに情操のかん剤	ニマル) として気	(2) 家庭動物等 愛	(1) (略)	第2 定義	改	
	ている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律」	びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされ	ニマル)として家庭等で飼養又は保管をされている動物並	愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンア			正	
	理に関する法律(養又は保管をされ	されている動物並	(コンパニオンア			後	
	(~	11	(2)	(1)	第2		
	ている動物であって、	びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされ	ニマル)として家庭等	家庭動物等 愛がん	(略)	定義	改	
	動物の愛護及び管理に関する法律第	生態観察のため飼養]	等で飼養又は保管をされている動物並	愛がん動物又は伴侶動物(コンパニオンア			正	
1	こ関す	又は保育	れている	ロンジョ			前	

2に規定する特定動物(以下単に「特定動物」という。) 以外のものをいう。

- 3) (4) (略)
- 4 識別器具等の装着又は施術の方法
- () () () ()
- (2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

家庭動物等及び展示動物

登録機関。 指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、 る場合にあっては、その譲渡しの日)までに、環境大臣 犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、 装着すること。 のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して 器具等を装着し、 時的変化等により脱落し、 ップ、入れ墨、脚環等によること。 札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチ り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落 を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをす 第1項に基づき、マイクロチップを装着した日から30 所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、)の登録を受けること。 法第 39 条の2第2項に基づき、所有する 又は施術する場合にあっては、可能な限 又は消失するおそれの高い識別 なお、首軸、 法第 名札等経 39 指定 条の 经

いう。) 以外のものをいう。

- (3) (4) (略)
- 第4 識別器具等の装着又は施術の方法
- (1) (略)
- (2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類
- イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、可能な限り、マイクロチップ、脚環等の非常災害時においても脱落のおそれが低く、より耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

(器)

関係行政機関等の責務

制の整備を図ること。 別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体 の読取機 <u>示</u>に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報 関係行政機関にあっては、 (リーダー)を収容施設等に配備する等により、 指定登録機関と連携し、 所有明 續

備等について、連携して協力を行うこと。 迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整 ** 管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ

얦8 犬猫等販売業者等の責務

購入者への周知に努めること。 的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、 作 じめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、 関係行政機関等と連携して協力を行うこと。また、 ·情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われる 犬猫等販売業者等にあっては、 指定登録機関等により、 用の子の目 あらか ように 严

П 暴

徭 関係行政機関等の責務

された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。 収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付 とともに、マイクロチップの情報の読取機(リーダー)を 関係行政機関にあっては、所有明示に関する普及啓発を行

٧٧

迅速に行われるように、 備等について、連携して協力を行うこ ** 管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ 管理者間で情報を共有する体制の整

継8 犬猫等販売業者等の責務

場合には、 $_{\circ}^{\circ}$ 団体等により、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速 に行われるように、関係行政機関等と連携して協力を行うこ ことについて、購入者への周知に努めるこ 犬猫等販売業者等にあっては、第4の(1)のニに掲げる ** その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であ あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する

(犬及び猫 \mathcal{O} 引取 り 並 び に 負傷 動 物等 \mathcal{O} 収 容に関する措置についての一 部改正

第三条 犬及び猫の 引 取 ŋ 並びに負傷 動物等 の収容に関する措置について(平成十八年一月環境省告

示第二十六号)の一 部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、 対象規定は、 当該対象規定全体を改正 後欄 に · 掲 げ Ź ŧ \mathcal{O}

0 これを削 ように改め、 り、 改正 改正 後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて 前 欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて 7 1 ない ない Ł ŧ のは \mathcal{O} は

これを新たに追加する。

ω ·	∖u l-	~	[S] 4	17.		1.	. •	,	2	1	部。	
14 (格) (格)	深田に牧みストト	の子子生の解集会が経示して、「高を困りへ気が出徴なけ	務を行う場合にあっては、	かなものについては環境大臣(指定登録機関が登録関係事	大又は猫に装着されたマイクロチップの識別番号の明ら	公報、インターネット等による情報の提供等により、また	う。)のうち、所有者がいると推測されるものについては	施設に保管する犬、猫等の動物(以下「保管動物」とい	都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、	(略)	保管、返還及び譲渡し	改
	14 17 19 12 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	/ 編示 - 0 4 7 3 5 3 5 4 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	は、指定登録機	境大臣(指定登约	たマイクロチップ	等による情報の	がいると推測さ	1等の動物(以7	殺処分がなくな		C	正
	\	は おり おり は かい は おり は かい	指定登録機関。以下同じ。)又	緑機関が登録関係	プの識別番号の明	是供等により、ま	れるものについて	:「保管動物」と	ることを目指して			後
		<u> </u>	M	##	ΙΟ,	(Np	94	<u>ン</u>			徭	
3 • 4 (略)				会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。	、標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照	公報、インターネット等による情報の提供等により、また	う。)のうち、所有者がいると推測されるものについては	施設に保管する犬、	2 都道府県知事等心	1 (略)	3 保管、返還及び譲渡し	改
								•	9+		譲	
				管動物の所有者の	かなものについて	ト等による情報の	者がいると推測さ	. 猫等の動物(以下「保管動物」とい	都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、		譲渡し	正

 Ω れているか等について確認を行うこと。 動物取扱業に該当する場合にあっては、 イクロチップの装着及び<u>環境大臣への登録等並びに不妊</u>又 は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講 じるように努めること。また、 して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マ 保管動物の譲渡しに当 たっては、 飼養を希望する者が第二種 飼養 適切に届出がなさ 14 厒 予選 る者に対

Ŋ れるようにするための措置を講じるように努めること。ま を行うこと。 にあっては、適切に届出がなされているか等について確認 た、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合 イクロチップの装着及び<u>不妊</u>又は去勢の措置が確実に行わ して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マ 保管動物の譲渡しに当たっては、 飼養を希望する者に対

 $6 \sim 8$ (器)

附 則

 $6\sim8$

(器)

この告示は、

動物

の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日 (令和四年六月一日) から施行する。